

在留証明書

在留証明書は、申請者が外国のどこに住所（生活の本拠）を有しているかの証明です。

申請目的

年金、恩給受給手続き、不動産登記手続き、遺産相続、免税販売手続き、子女の本邦での受験など。

形式

形式1（申請者本人の現住所の証明）

形式2（申請者と同居家族の証明または申請者の現住所と過去の住所の証明）

申請条件

1. 日本国籍者であること。形式2の場合、日本国籍を有する同居家族のみの対象です。
2. 日本に住民票がないこと。（海外転出届が済んでいること）
3. マレーシアに3か月以上滞在していること。または3か月以上滞在することが証明できること。
（マレーシア滞在査証、勤務先からの雇用証明書などを確認します）
4. 書類によりマレーシアの現住所を立証できること。
5. 申請者本人が出頭して申請すること。

形式2（同居家族）の場合、申請者および同居家族が出頭して申請すること。同居家族が出頭できない場合は、同居家族の旅券原本と直筆自署入りの申出書が必要です。

※健康上の理由等、特別な事情により窓口への出頭が難しい方は、お早めにペナン総領事班までご相談ください。（メール：cgjp@pe.mofa.go.jp 電話：04-226-3030）

在留証明書への記入の注意点

1. 「申請理由」と「提出先」の欄は必ず記載が必要です。
2. 「本籍地」の記載が必要な場合、6か月以内発行された戸籍謄本の原本が必要です。戸籍謄本のとおりにお書きください。

※本籍地に変更がなければ、発行日は問わず、コピーも可。

3. 「居所を定めた年月日」はその事実を証明できる文書を基に記載しますので、記載が必要な場合は、必ず居所を定めた年月日が分かる文書を提出してください。

なお、提出先がこの欄の記載を求めている場合は記入を省略できます。

【例】契約書の開始日が2020年5月1日の場合

居住を定めた年月日の欄は「令和2年5月」となります。契約更新を行っている場合は最初の賃貸契約書から現時点での有効な契約書（更新済みのもの）をお持ちください。

尚、年金受給の場合は、本籍地と居所の定めた年月日の記載は不要です。

在留証明書を申請する際の注意点

1. 在留届は日本の住民票と異なり、在留届を提出済みの方も、申請の都度、必要書類を提出いただき、当館による確認が必要となりますので、ご注意ください。
2. 過去に在留証明書の発給を受けた方で、同じ住所での在留証明書を申請される場合にも、申請の都度、必要書類を提出いただき、当館による確認が必要となりますので、ご注意ください。
3. 在留証明書に記載される住所表記は、提出された住所確認資料上の表記に基づいて発行させていただきます。

くため、正しい表記がわかる書類を提出ください。

申請に必要な書類

形式1（申請者本人の現住所の証明）

1. 旅券原本およびコピー
 2. 住所を確認できる書類の原本
 - 本人氏名及び住所の記載がある有効な賃貸契約書
 - 滞在期間が3か月未満で滞在査証がない場合は必ず賃貸契約書と会社レター・雇用証明書が必要です。
 - 賃貸契約書に記載の名義が本人氏名ではなく、会社名義等の場合には、賃貸契約書に加え、会社からの説明レター（原本）も必要になります。
（居所の定めた年月日の記載が必要な場合、そのレターには申請者がその住所に住み始めた年月日も明記してください。）
 - 自動更新契約の場合、契約書上に「自動更新」との記載があること。記載がない場合は更新レターまたは更新合意書等が必要です。
 - マレーシアの有効な運転免許証（居住の住所の記載があるもの）
 - 申請者ご本人宛の3か月以内の公共料金請求書、銀行のステートメント、年金支払い通知書、郵便物（消印などでわかるもの）
3. 国民年金、厚生年金、恩給の受給手続きのため日本年金機構に提出する場合、受給を証明できるもの（原本）：
現況届のはがき、直近の年金支払い通知書、年金証書、年金手帳など
4. 戸籍謄本
本籍地に変更がなければ、発行日は問わず、コピーも可。ただし、内容がハッキリ写しているものでお願いいたします。
本籍地に変更がございましたら、6ヶ月以内発行された戸籍謄本の原本の提示が必要となります。

形式2（同居家族の証明）

1. 申請者および家族の旅券の原本およびコピー
2. 申請者および家族の氏名と住所の記載がある賃貸契約書
3. 申請者および家族の有効な運転免許証（居住住所の記載があるもの）
4. 申請本および家族人宛の3か月以内の公共料金請求書、銀行のステートメント、年金支払い通知書、郵便物（消印などでわかるもの）

形式2（過去の住所の証明）

現住所を証明できる書類に加え、マレーシアにおける過去の住所を証明できる書類が必要です。過去の住所及び居住期間が分かるものをお持ちください。（例：賃貸契約書など）

※特殊な事情がある場合や未成年の在留証明等につきましては、必ず予めお電話でご相談ください。

※当国（地）に居所を定めて3ヶ月未満の方で在留証明を必要とする場合は、事前に当館までご相談ください。